

## 種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和5年3月  
農林水産省  
輸出・国際局知的財産課

### 1 改正の趣旨

種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第1は、その区分及びこれに属する農林水産植物を定めている。

また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願に係る品種の属する「植物の種類」等を記載した願書を提出することとしている。当該「植物の種類」は、規則第5条第1項に基づき、規則別表第2において定められた学名及び和名を記載することとされている。

今般、出願品種の品種登録特性審査に対応するため、規則別表第1の「植物の区分」及び別表第2の「植物の種類」の追加や変更等を行う。

あわせて、出願品種の審査を受けるに当たって必要な現地調査又は栽培試験に係る手数料の新設等を行うため、規則別表第3の3の改正を行う。

### 2 改正の内容

#### （1）植物について定める区分の追加等（規則別表第1関係）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分を新設するとともに、各区分に属する植物の追加や変更等の改正を行う。

#### （2）出願品種の属する植物の種類の追加等（規則別表第2関係）

今般、新たな植物の品種登録出願があったこと等に対応するため、新たな植物の種類について学名及び和名を定めるとともに、既に規定されている植物の学名又は和名の変更等の改正を行う。

#### （3）現地調査又は栽培試験の手数料を定める区分の追加等（規則別表第3の3）

今般、新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分について、特別な試験を要する重要な形質について、現地調査又は栽培試験に係る手数料の新設を行うとともに、既に規定されている重要な形質の変更等の改正を行う。

### 3 施行期日

令和5年3月16日（公布日施行）

# 種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件 の全部を改正する件の一部を改正する告示の概要

令和5年3月  
農林水産省  
輸出・国際局知的財産課

## 1 改正の趣旨

(1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める農林水産植物（以下「植物」という。）の区分ごとに品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。また、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）第5条第2項において、「重要な形質」のうち、出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して必ず調査しなければならないもの以外のもの（以下、「選択形質」という。）を定めて公示することとしている。これを受け、令和4年3月17日農林水産省告示第589号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件）において、当該「重要な形質」及び「選択形質」を定めている。

### (2) 今般、

- ① 農林水産省令において、植物の区分を新たに定めることに伴い、当該区分ごとに、審査の指標となる重要な形質を定める必要があること
- ② 海外からの出願状況等を勘案し、外国との審査協力の促進等の必要性に応じて、植物新品種保護国際同盟が定める審査基準の国際的な標準（以下「UPOVテストガイドライン」という。）に準拠するための見直しが必要であること  
※ 我が国では、UPOVテストガイドラインに準拠した審査基準の整備について、既登録品種への影響の有無を確認するとともに、出願実態などの必要性を勘案しつつ、平成19年度から順次進めている（現在180種類を整備済み。今後も引き続き整備を進める。）。
- ③ 既存の区分の重要な形質について、審査の運用結果を踏まえた見直しが必要であること
- ④ 上記①から③の重要な形質の見直しに伴い、選択形質の見直しが必要であることから、本告示について所要の見直しを行う。

## 2 改正の内容

- ① 農林水産省令で新たに定める13区分について重要な形質を新設し、うち1区分について選択形質を新設。
- ② UPOVテストガイドラインに準拠するための見直しが必要であると認められる7区分の重要な形質について改正。
- ③ 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる10区分の重要な形質について改正し、うち2区分の選択形質について改正。

**3 施行期日**

令和5年3月16日（公布日施行）

## 「重要な形質」を新設又は改正する区分

## 1 新設される区分

区 分	
1	ブプレウルム ロツンディフォリウム
2	ジョウザン
3	チゴユリ
4	ドリクニウム ヒルスツム
5	ヤツデ
6	ムラサキベンケイソウ
7	ケンペリア パルビフロラ
8	サクラ (台木用)
9	サルココッカ
10	オオシラフカズラ
11	メキシコマンネングサ
12	ガマズミ
13	ウェストリンギア

## 2 UPOVテストガイドラインに準拠して改正する区分

区 分	
1	アベリア
2	ツバキ (茶を除く。)
3	クリ
4	オオムギ
5	ボタン
6	エリンギ
7	プレクトランツス スクテラリオイデス (コリウス)

## 3 審査の運用結果を踏まえて改正する区分

区 分	
1	キランソウ
2	ミヤマヨメナ
3	ビデンス (センダングサ)
4	スキ

5	アルファルファ
6	稻
7	キキョウ
8	くろあわびたけ
9	アマドコロ
10	シネラリア

